令和７年度　登美丘南小学校　いじめ防止対策基本方針

堺市立登美丘南小学校

生徒指導委員会

１．いじめの防止等に関する基本的な考え方

　本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも

起こりえる」という認識をもち対応する

（１）いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめは絶対にゆるさない」学校をつくる。

（２）いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。

（３）いじめた子どもに対しては、毅然とした対応とねばり強い指導を行う。

（４）保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携に努める。

２．いじめの未然防止について

　学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもの主体的ないじめ防止活動を推進する。

（１）子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

（２）道徳・特別活動を通して規範意識や集団のあり方などについての学習を深める。

（３）学校生活での悩みの解消をはかるためスクールカウンセラーなどを活用する。

（４）教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意をはらう。

（５）常に危機感を持ちいじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実をはかる。

（６）子ども理解、発達課題などの障害等に関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備

　　及び、点検、相談窓口の周知徹底を行う。

（７）地域や関係諸機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

（８）授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人ひとり

　　を大切にした授業作りなど、日々の授業の改善・工夫をはかる。

（９）保健の授業や教育相談などを通じてストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつける

　　のではなく、スポーツや読書などで発散し、誰かに相談したりすることによってストレス

　　が発散できることを学習させる。

３．いじめの早期発見について

　いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

**（１）日常的指導（いじめ発見のシステム）**

　いじめは、見えにくいものであり、早期に発見するために次のような配慮をする。

**第一段階**…担任・専科による日常生活の観察（机を離す、授業中「ワー」とはやしたてる、

　　　　　　仲間はずれにする、〇〇キン等の言葉を言う、物がぬすまれたりこわされたりす

　　　　　　る）などで担任等全員職員で判断する。

**第二段階**…アンケートを取り、いじめを把握する「生活（いじめ）アンケート」

**（２）保護者との情報を共有する**

　①連絡帳　②電話　③家庭訪問　④PTA実行委員会

**（３）地域と日常的に連携する**

　①地域行事の参加　②関係機関との情報共有

４．いじめに対する措置について（早期解決に向けて）

　いじめ問題が発生したときには詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決をめざす。

　①学級担任が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。

　②校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

　③法を犯す行為に対しては、早期に警察などに相談して協力を求める。

**（１）問題行動の報告**

　①担任は、いじめを発見したとき、その日のうちに当該児童から状況を聞き取る。

　②管理職・生徒指導主事・学年主任に概略を報告する。

**（２）事実整理と対応方策**

　③報告から早急に会議を開き方針を決め、対応する。（休業中は、できる限りの対応をする）

**（３）当該児童保護者へ対応**

　④決められた方針をもとに解決へ向けて対応する。

　⑤いかなる場合でもいじめは絶対に許されないという立場を守る。

　⑥被害児童の保護者へ事象内容を伝え、指導の経過を説明する。

　⑦加害児童の保護者へ事象内容を伝え、家庭での指導について説明する。

**（４）事後指導**

　⑧指導後、すぐに改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。

　⑨解決と見られても「1週間後」「１ヶ月後」「3ヶ月後」と保護者と連絡をとり学校の様子を

　　伝え、家で変わった様子はないか確認する。

**＊「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を確認する。**

５．いじめの防止等の対策のための組織について（いじめ対策委員会の設置及び研修の実施）

①問題の予防・調査・解決が必要とされる児童を毎月１回の生徒指導委員会であげ、日程を決定

　し会議を行う。

②問題が生じたときに随時開催する。

③必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家が

　参加しながら対応する。

④いじめ問題への対応として「児童の実態把握、いじめのない集団作り」などをテーマにした

　校内研修も実施する。

⑤重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告し、本委員会が調査期間

　として、事実確認など徹底した調査に努め、調査結果も教育委員会に迅速に報告する。

⑥組織構成は、校長または教頭、生徒指導主事、担任、学年主任、その他必要に応じたメンバー

　で行う。

６．ネット上のトラブル防止について

　携帯電話の普及に従い，携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見しにくいため，高学年を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルを未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みついても周知する。

　さらに、ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害拡大をさけるため、直ちに削除する措置をとること。必要に応じて、法務局または、地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに黒山警察署に通報し、適切に援助を求める。

７．重大事態への対処について

　重大事態への対処について，重大事態の認知後，教育委員会に報告を行い，本委員会が調査機関として，事実確認など，徹底した調査に努め，調査結果についても，教育委員会に迅速に報告する。

＊児童や保護者から重大な被害が生じたという申し立てがあった時は，調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言しない。

　①事実確認を個別で行う。

　②情報収集は校長が行う。

　③保護者連絡は電話だけではなく，出来る限り直接会って行う。また，情報は子どもからで

　　はなく，学校が先に伝える。

８．いじめ防止対策における留意措置

（１）いじめが疑われる行為**（けんかやふざけ合いも含む）**を発見した場合には、その場でその行為を止める。

（２）当該組織が中心となり，速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして，いじめの

　　事実の有無の確認を行う。

（３）いじめの問題などに関する指導要録を保存し，児童の進学・進級や転学にあたって，

　　適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

（４）必要に応じて，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者など外部専門

　　家が参加しながら対応する。

（５）学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に該当児童の特性を踏まえた適切

　　な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

９．いじめ防止等に関する年間計画案について

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 学校行事 | いじめ防止に関する取り組み | いじめ点検・評価 | 教科との関連 | 担当者 | 連携する外部専門家など |
| ４ | 始業式  内科検診  家庭訪問 | 校内いじめ対策委員会  とみ活 |  | 特別活動 | 生徒指導主事  学年主任  生徒指導主事児童会 | SSW  SC |
| ５ | 体育大会 | 体育大会練習  とみ活 |  | 特別活動 | 学年主任  生徒指導主事 | SSW  SC |
| ６ | 校外学習 | たてわり活動 |  | 特別活動 | 生徒指導主事  学年主任 | SSW  SC |
| ７ | 個人懇談会  終業式 | とみ活 | いじめアンケート① | 特別活動 | 各担任  生徒指導主事  学年主任 | SSW  SC  警察 |
| ８ | 夏季休業  始業式 | 人権・特別支援・生徒指導に関する教員対象の研修会  仲間づくりの話（始業式）  たてわり活動 |  | 特別活動  道徳 | 人権主任  生徒指導主事  児童会 | SSW  SC  外部講師 |
| ９ |  | ネットいじめ防止教室  たてわり活動  とみ活 |  | 特別活動 | 学年主任  児童会  生徒指導主事 | SSW  SC |
| 10 | 連合運動会 | たてわり活動  いじめに特化した道徳の授業  とみ活 | いじめアンケート② | 特別活動  道徳 | 生徒指導主事  児童会  道徳推進教師 | SSW  SC |
| 11 | にんげん学習交流会 | SAFEプログラム  たてわり活動 |  | 特別活動 | 学年主任  児童会  生徒指導主事 | SSW  SC |
| 12 | 個人懇談会  終業式 | たてわり活動  地域との意見交換  とみ活 |  | 特別活動 | 児童会 | PTA自治会等  SSW  SC |
| １ | 始業式 | 仲間づくりの話（始業式）  たてわり活動  非行防止教室  とみ活 |  | 特別活動 | 学年主任  児童会  生徒指導主事 | SSW  SC |
| ２ |  | たてわり活動 | いじめアンケート③ | 特別活動 | 児童会  生徒指導主事 | SSW  SC |
| ３ | 卒業式  修了式 | とみ活 | 学校評価 | 特別活動 | 管理職 | SSW  SC |

１０．いじめ等に関する相談窓口について

相談窓口　　　堺市登美丘南小学校　　０７２－２３６－６０５１

＜その他の相談窓口＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **相談内容** | | **電話番号** | **受付時間** |
| 子どもの学校生活や家庭教育についての相談 | 子ども電話 教育相談 （こころホーン） | 072-270-5561 (つながれこころひとつ) | 24時間いつでも受付けています。 |
| 面接教育相談 （ソフィア・堺　5階） | 072-270-8121 （予約制） | 火曜から土曜日 午前9時から午後5時30分 |
| 面接教育相談 （人権ふれあい センター　3階） | 072-245-2527 （予約制） | 火曜から土曜日 午前9時から午後5時30分 |
| 学校教育部 生徒指導課 | 072-228-7436 | 月曜から金曜日 午前9時から午後5時30分 |